

南島原市 子育てひろば

☎050(3381)5050

『こんにちは!母子保健推進員です』
～子育て家庭と市の架け橋に～



☆母子保健推進員とは

地域の妊産婦さんやお子さんの健康を見守るために、身近な子育てサポーターとして市から委嘱を受け、活動しています。

推進員数は現在61人(深江10人、布津7人、有家11人、西有家10人、北有馬6人、南有馬5人、口之津5人、加津佐7人)です。



☆母子保健推進員の活動

①妊婦や乳幼児の家庭訪問

地域の身近な相談役、行政とのパイプ役として家庭訪問を行い、育児や産後のいる不安や悩みを聞き、子育ての情報を紹介しています。乳児相談や幼児健康診査の受診案内も行っています。

②母子保健事業の協力

相談や幼児健康診査での受付や計測を始め、中高校生の「赤ちゃんふれあい体験事業」のサポートも行っています。その他、定例会や研修会に参加し、子育てを取り巻く新しい情報や知識を身につけ、支援者としての質の向上に努めています。

母子保健推進員は子どもたちの健やかな成長を願い活動しています。
心配ごとや悩みごとなど一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

南島原にゆーす

☎050(3381)5084

あなたの体力年齢は
何歳ですか?

体力・運動能力調査

📅20歳～79歳の成人男女(体調不良の人は、参加できません)

📍下記参照。時間はいずれも午後7時受付、7時30分開始。

📝参加したい地区を実施日の前日までに連絡してください。

(氏名・年齢・住所などをお聞きます)

●持参品…屋内シューズ、タオル、飲み物など

●日程

地区	期日	場所	お問い合わせ
深江・布津	10月24日(金)	深江体育館	深江支所 ☎050(3381)5120 布津支所 ☎050(3381)5130
有家・西有家	10月31日(金)	西有家小学校体育館	有家教育振興班 ☎050(3381)5144 西有家教育振興班 ☎050(3381)5154
北有馬・南有馬	10月30日(木)	南有馬体育館	北有馬支所 ☎050(3381)5160 スポーツ振興課 ☎050(3381)5084
口之津・加津佐	10月23日(木)	加津佐B&G海洋センター	口之津支所 ☎050(3381)5180 加津佐支所 ☎050(3381)5190



●種目

20歳～64歳
①握力
②上体起こし
③長座体前屈
④反復横とび
⑤立ち幅とび
⑥20mシャトルラン

65歳～79歳
①握力
②上体起こし
③長座体前屈
④開眼片足立ち
⑤10m障害物歩行
⑥6分間歩行

南島原にゆーす

☎050(3381)5032

“人”が“産業”が“まち”が元気になる
「雇用創出基金事業」

企画提案型事業募集

市では、平成25年度から27年度までの3年間、地域の実情や創意工夫に基づき、市内の求職者などを雇い入れて、雇用機会を創出する「人が、産業が、まちが元気になる雇用創出基金事業」を実施しています。

企業や団体などの皆さんから「新規雇用創出につながる事業」を募集し、採択された事業を市の委託事業として実施します。

■応募資格

- ①市内に事業所(会社、個人事業主、学校法人、社会福祉法人、公益法人、組合、NPOなど)を有すること。
- ②当該事業を的確に遂行できる能力を有すること。
- ③市税などの滞納がないこと。

■募集期間

- ①平成27年1月から3月までに開始する事業
📅10月20日(月)
- ②平成27年4月以降に開始する事業
📅11月7日(金)

■対象となる経費

- ①委託事業のための人件費
(1)賃金 (2)通勤手当などの諸手当
(3)社会保険料の事業主負担分
- ②その他の経費
(1)機械・機器のレンタル料、リース料
(2)事務所の賃借料 (3)消耗品代 など
※事業費(市が委託費として支払う額)の上限は1,000万円
※詳しい内容や応募書類については、お尋ねいただくか市ホームページをご覧ください。

南島原にゆーす

☎050(3381)5030

大規模な土地取引には届け出が必要です

10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」です。

土地は国民のための限られた貴重な資源。将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。一定面積以上の大規模な土地取引には届出が義務付けられています。

■届出の必要な土地取引

- 取引形態…売買/交換/営業譲渡/譲渡担保/代物弁済/現物出資/共有持分の譲渡/地上権・賃借権の設定・譲渡/予約完結権・買戻権などの譲渡/信託受益権の譲渡/地位譲渡/第三者のためにする契約 ※これらの取引の予約である場合も含まれます。

●取引規模(面積要件)

市街化区域	2,000平方メートル以上
上記以外の都市計画区域	5,000平方メートル以上
都市計画区域以外の区域	10,000平方メートル以上

※個々の面積は小さくても、土地の合計(買いの一団)が上記面積以上となる場合は届出が必要です。

■届出の手続き

- 届出者
土地の権利取得者(売買の場合であれば買主)
- 届出期限
契約締結日を含めて2週間以内
- 届出窓口(届出書等提出先)
土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課(本市では企画振興課へ)
※届出の詳細については、お問い合わせください。